

**施工・納品及び各種第三者証明書提出業者用**

**補助事業の適正な執行についての確認書**

**虚偽記載の禁止**

- 証拠書類（修理不能証明書※、見積書、納品書、請求書等）への虚偽の記載は絶対に行わないでください。  
※東日本大震災に起因する故障であり、且つ修繕が不可能である証明書
- 不正又は虚偽による申請と認められる場合は、補助金受給者のみでなく、証拠書類作成者などに対しても刑事告発等を行います。  
これに伴い、裁判等で証拠書類（修理不能証明書、見積書、納品書、請求書等）への虚偽の記載を行った者の名称等が公になることがあります。  
※上記告発は、交付決定時のみでなく、交付後も継続されます。補助金交付後も県は任意で調査を行い、不正や虚偽の記載に基づく申請であることが認められる場合は、補助金の交付決定の取消しや刑事告発等を行います。

**過大請求の禁止**

- 補助金の交付決定後も調査を行い、定価を超えるような不当に高額な商取引に基づく申請の場合は、補助事業者の補助金の交付決定を取消しする場合があります。

**県による検査**

- 県は必要に応じて事業内容の検査を行っています。
- 県に提出があった証拠書類（修理不能証明書、見積書、納品書、請求書等）の内容確認のため、証拠書類の作成者に対する調査を行う場合があります。

**会計処理の適正化**

- 代金の受領は原則として銀行振込により行うこととし、現金による受領は極力避けてください。

上記の記載内容を確認しました。

令和 年 月 日

記載者名称

代表者職氏名

㊤

※ 代表者自身が「自署」してください。  
ワープロ書きや判は不可。